

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程等の一部を改正する訓令

(寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程の一部改正)

第 1 条 寒川町審議会等の公募委員選考委員会規程(平成 19 年寒川町訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

(寒川町庁議規程の一部改正)

第 2 条 寒川町庁議規程(平成 13 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項並びに第 4 条第 2 項及び第 4 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 7 条第 2 項中「、寒川町立公民館の庶務担当副主幹等、寒川総合図書館の庶務担当副主幹等」を削る。

第 8 条第 1 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 11 条第 1 項中「企画政策部」を「企画部」に改める。

(寒川町職員の事務改善の提案に関する規程の一部改正)

第 3 条 寒川町職員の事務改善の提案に関する規程(昭和 53 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 8 条第 3 項中「企画政策部長」を「企画部長」に、同条第 8 項中「企画政策部」を「企画部」に改める。

(寒川町事務決裁規程の一部改正)

第 4 条 寒川町事務決裁規程(昭和 53 年寒川町訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「館長(寒川町立文化福社会館長に限る。 )及び」を削り、同条第

10 号中「(寒川町立文化福祉会館長を除く。)」を除く。

別表第 1 の 3 財務関係の表摘要の欄中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

別表第 2 の企画政策部の表中「企画政策部」を「企画部」に改め、同表企画政策課の部中広報の項及び統計調査の項を削り、同表財政課の部中情報政策の項及びコンピュータの項を削り、同表危機管理課の部を次のように改める。

広報戦略課	統計調査		統計調査員の任命	1 統計思想の啓もう普及計画 2 統計調査区の決定 3 基幹統計調査及び各種統計調査の計画	1 統計調査の実施 2 統計資料の収集 3 統計調査員の内申
	広報			広報活動計画の作成	1 広報活動の実施 2 広報モニター事業の実施 3 報道機

				関との連絡 4 広報板の管理
情報施策			情報施策の企画、調整	
コンピュータ				1 コンピュータの調査研究 2 コンピュータによる事務処理

別表第 2 の総務部の表総務課の部中公有財産の管理の項から行政区域の項までを削り、同部の次に次のように加える。

施設再編課	公有財産の管理	1 公有財産の取得、交換及び処分 2 財産区分の決定及び変更	普通財産の貸付	公有財産の総括	1 町有財産の損害保険加入、更新、取消 2 財産の取得処分の権利保存
-------	---------	-----------------------------------	---------	---------	---------------------------------------

				<p>3 移転、 変更、削減等の登記</p> <p>4 財産台帳の整備</p> <p>5 町有地との境界確定</p>
公有財産の 維持補修				<p>1 公有財産の維持補修（他課から依頼を受けて行うものを含む。）</p> <p>2 建設機械等の維持管理</p> <p>3 資材の管理及び支給</p>
行政財産目	特に重要な	重要なもの	軽易なもの	軽易なもの

的 許可 取消	外使用の もの			のうち定例 的なもの	
物品の売却 並びに財産 の売却及び 廃棄	100万円以 上	100万円未 満	50万円未満	10万円未満	(1) 金額 は、物品 については 帳簿価格 とし、 財産につ いては見 積価格と する。  (2) 不動 産につい ては町長 とする。 ただし、 解体する 建物を除 く。
庁舎の維持 管理		庁舎整備計 画の策定	重要な庁舎 管理の指示	1 会議室 等の使用 承認  2 庁舎内	

				外の設備 の管理 3 庁用備 品の管理 4 防火計 画の立案 及び実施 5 その他 庁舎の維 持管理
庁用自動車				1 庁用自 動車の総 括管理 2 自動車 の登録、 検査及び 配車 3 燃料の 供給
寄附採納 (物品によ るもの)	1 土地、 建物及び 負担付き のもの 2 受入価	受入価格が 100万円未 満の物品	受入価格が 50万円未 満の物品	受入価格が 10万円未 満の物品

		格が100万円以上の物品			
行政区域	行政区域の	確定		行政区域の	行政区域の
				総合的調査	基礎調査

別表第2の総務部の表収納対策課の部主管課の区分の欄中「収納対策課」を「収納課」に改め、同表の町民部の表の協働文化推進課の部中交通安全の項及び防犯対策の項を削り、同部の次に次のように加える。

町民安全課	災害対策	1 災害対策本部の設置 2 防災会議の招集	災害対策計画の策定	災害援助対策の実施	定期防災無線の報告	
	(消防関連)					
	防犯対策			防犯対策計画	1 防犯対策の実施 2 防犯灯の維持管理	
	交通安全		交通安全対策事業計画の立案	交通安全思想の普及宣伝の計画	1 交通安全思想の普及宣伝 2 交通安全教育の	



					指導	
					3 交通安 全施設の 維持管理	
					4 交通安 全指導員 その他の 関係団体 との連絡 調整	

別表第 2 の福祉部の表高齢介護課の部高齢者福祉の項課長の欄中「老人憩の家及び」を削り、同表の健康子ども部の表子ども青少年課の部主管課の区分の欄中「子ども青少年課」を「子育て支援課」に改め、同部中青少年育成の項を削り、児童福祉の項を次のように改める。

児童福祉					児童手当法 及び児童扶 養手当法に 規定する認 定請求の処 理	
------	--	--	--	--	--	--

別表第 2 の健康子ども部の表子育て支援課の部の次に次のように加える。

保育・青少 年課				徴収金基準 額表の決定	1 保育園 児入退園 の申請の	
-------------	--	--	--	----------------	-----------------------	--

					処理 2 保育料 の決定及 び更正 3 医療費 の給付及 び助成 4 学童保 育に関する 事務	
	青少年育成			青少年育成 事業の計画	青少年育成 事業の実施	

(寒川町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第 5 条 寒川町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和 53 年寒川町訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の各課長並びに公民館及び図書館の館長の項中「並びに公民館及び図書館の館長」を削り、同表学校の長の項中「企画政策部」を「企画部」に改める。

(寒川町公印規程の一部改正)

第 6 条 寒川町公印規程(昭和 44 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表職印の部専用町長印の項形式の欄中

「

収納対策課
寒川町 長之印
専用

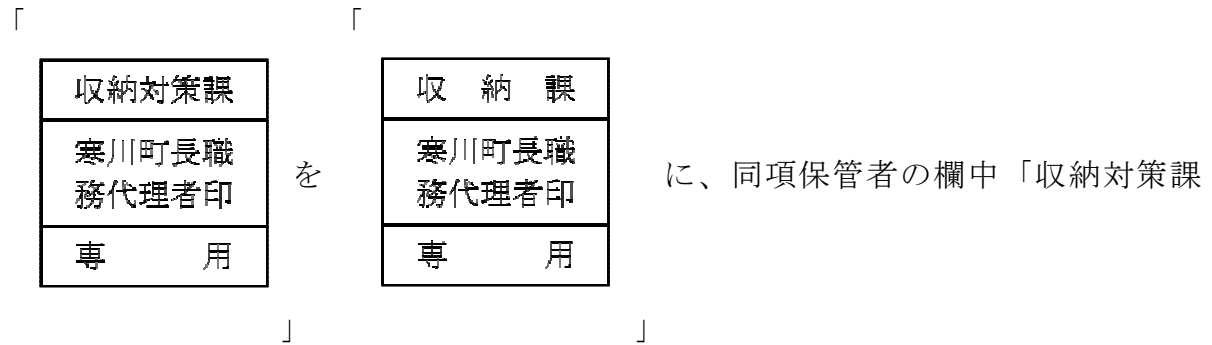
を

「

収 納 課
寒 川 町 長 之 印
専 用

に、同項保管者の欄中「収納対策課

」  
」  
長」を「収納課長」に改め、同部専用町長職務代理者印の項形式の欄中



長」を「収納課長」に改め、同部中寒川町北部文化福祉会館長印の項及び寒川町南部文化福祉会館長印の項を削る。

(寒川町防災服貸与規程の一部改正)

第 7 条 寒川町防災服貸与規程(昭和 61 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 7 条中「企画政策部危機管理課長」を「町民部町民安全課長」に改める。

(寒川町防災行政用無線局管理運用規程の一部改正)

第 8 条 寒川町防災行政用無線局管理運用規程(昭和 62 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「企画政策部長」を「町民部長」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項第 1 号中「企画政策部危機管理課長」を「町民部町民安全課長」に改める。

別表中防災行政用無線局(基地局・移動局)回線構造図及び防災行政用無線局(固定系)回線構成図を削り、同表の防災行政用無線局配置表 2 移動系の表基地局の項配置先の欄中「企画政策部危機管理課」を「町民部町民安全課」に、「企画政策部企画政策課」を「企画部企画政策課」に、「企画政策部企画政策課広報統計担当」

を「企画部広報戦略課広報プロモーション担当」に改める。

(寒川町交通指導員被服貸与規程の一部改正)

第 9 条 寒川町交通指導員被服貸与規程(昭和 62 年寒川町訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「協働文化推進課長」を「町民安全課長」に改める。

(寒川町職員被服貸与規程の一部改正)

第 10 条 寒川町職員被服貸与規程(昭和 44 年寒川町訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中企画政策の部広報統計の項及び財政の部情報システムの項を削り、危機管理の部を次のように改める。

広報戦略	統計マーケティング	事務	事務服	1	4
	広報プロモーション		防寒服	1	8
	情報システム	事務	事務服	1	4

別表総務の部中「職員」を「職員力推進」に改め、管財の項を削り、同部の次に次のように加える。

施設再編	管財	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8
		技術	事務服	1	8
			作業服(上下)	1	1
			防寒服	1	4
			長ぐつ	1	1
			安全靴	1	2
			安全帽	1	4

			帽子	1	1
			雨衣	1	2
		自動車運転手 (町長及び議長 の乗用車運転 手に限る。)	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	2
		自動車運転手 道路作業員	作業服(上下)	2	1
			防寒服	1	1
			防寒ズボン	1	2
			長ぐつ	1	1
			安全ぐつ	1	2
			安全帽	1	3
			帽子	1	1
			雨衣	1	1
		胴長ぐつ	1	2	
	計画担当	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8

別表収納対策の部中「収納対策」を「収納」に改め、同表中協働文化推進の部の次に次のように加える。

町民安全	災害対策	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	4
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	3

	防犯・交通安全	事務	事務服	1	4
			作業服(上下)	1	8
			防寒服	1	8

別表子ども青少年の部を次のように改める。

子育て支援	子ども家庭	事務	事務服	1	4
	のびのびすくすく	事務	事務服	1	4

別表中子育て支援の部の次に次のように加える。

保育・青少年	保育	事務	事務服	1	4
	青少年育成		防寒服	1	8

別表産業振興の部中農政の項を削り、同部中 商工労政 観光 を

「 商工労政 観光 企業支援 に改め、同部の次に次のように加える。」

農政	農政	事務 技術	事務服	1	8
			作業服(上下)	1	2
			防寒服	1	8
			長ぐつ	1	2
			安全ぐつ	1	4
			安全帽	1	4
			帽子	1	1

			雨衣	1	2
--	--	--	----	---	---

別表中公民館の部及び図書館の部を削る。

(寒川町職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 11 条 寒川町職員安全衛生管理規程(昭和 62 年寒川町訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 号中「子ども青少年課長」を「子育て支援課長」に改める。

別表第 3 第 5 号中「子ども青少年課」を「子育て支援課」に改め、同表第 6 号中「除く」を「除く。」に改め、「公民館長」及び「図書館長」を削る。

(寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程の一部改正)

第 12 条 寒川町町税及び公課に係る徴収事務の一元化に関する規程(平成 25 年寒川町訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

本則中「収納対策課」を「収納課」に、「収納対策課長」を「収納課長」に改める。

(寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程の一部改正)

第 13 条 寒川町建設工事入札業者指名選考委員会規程(昭和 55 年寒川町訓令第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 3 条第 3 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 10 条中「企画政策部」を「企画部」に改める。

(寒川町不動産評価委員会規程の一部改正)

第 14 条 寒川町不動産評価委員会規程(昭和 61 年寒川町訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

第 10 条中「総務課」を「施設再編課」に改める。

別記様式中「企画政策部長」を「企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。